

はじめに

デヴィッド・ハーヴェイは新自由主義の理論と実践の総体を歴史的に検討した『新自由主義 その歴史的展開と現在』(原題『新自由主義小史』)のなかで、「未来の歴史家は、1978~80 年を、世界の社会経済史における革命的な転換点とみなすかもしれない」(ハーヴェイ 2007 : 009)と述べている。彼が 1978~80 年を歴史的な転換点と位置づけるのは、この時期は、新自由主義がサッチャー政権やレーガン政権の政策を通じて経済、国家、福祉や教育などの社会的領域、思考様式において支配的になる画期となったからである。しかし、この時期とそれにつづく 1980 年代および 1990 年代において実行に移された規制緩和、民営化、市場化、金融化といった新自由主義的経済政策に注目するだけでは、新自由主義国家の性格が「小さな政府」と 19 世紀的な「自由放任」への復帰であるかのように見えてくる。新自由主義における市場経済と国家の介入との原理的関係の究明するためには、新自由主義プロジェクト誕生のきっかけとなったリップマン・シンポジウム (1938) やモンペルラン会議 (1947) にまでさかのぼって研究する必要がある。本報告で詳しく説明するように、< 国家の介入は市場の原理・競争の原理によって監視されねばならない >、< 有効に機能する市場経済は自生的に生まれるのではなく国家の強い法的・制度的介入によって創出されるべき到達目標である >、というのが新自由主義の理念と目標である。新自由主義による国家介入の再定義を理解するうえで参考になるのが、最晩年のフーコーが 1978-1979 年度にコレージュ・ド・フランスでおこなった講義の記録『生政治の誕生』における新自由主義の統治術の分析である。以下、「市場は実際に国家と社会とを形式化する力を持ちうるのだろうか。・・・問題は、ただ単に経済を自由におくことではありません。問題は、政治と経済に形式を与える市場経済の力がどこまで拡張されうるかを知ることです。賭けられているものは以上です」(フーコー 2008 : 144) というフーコーの読み込みを導きの糸として、新自由主義の国家について検討した多くの研究に欠落しているように思われる新自由主義的国家介入の原理に焦点を当てることにしよう。

## I 新自由主義と国家介入の再定義——新自由主義の誕生

### (1) 19 世紀的自由主義の危機と新自由主義的プロジェクト

1970 年代末に主導権を握った新自由主義は、ケインズ主義的な介入主義と福祉国家の行き詰まりに対する解決策として登場した。それゆえ、新自由主義は、市場機能の麻痺や議会制民主主義のもとでの自由主義国家の無力化に直面して危機に陥り、プロレタリア化した大衆の期待を全体主義と社会主義に向けることになった自由主義の再生プロジェクトとして 1930 年代に誕生したことがしばしば忘れられている。新自由主義を 19 世紀的な自由

主義への復帰として理解し、新自由主義的国家の役割を「大きな政府から小さな政府への転換」として位置づける見方は、新自由主義の本質を見誤っている。報告で繰り返し強調するように、競争的市場秩序は自然的あるいは自生的に形成されるものではなく、「強い国家」の介入主義、とくに法的制度的な介入によって創出されねばならない、というのが新自由主義のコアにある主張である。

このような国家の積極的役割の重視は、1938年のリップマン・シンポジウムと1947年のモンペラン会議に結集して、自由主義の再生のための理論的実践的課題について討議した経済学者、歴史家、社会学者、哲学者、法学者——彼らは次第に自分たちのめざす政治的・経済的・歴史的プロジェクトを「新自由主義」と呼ぶようになる——が自由主義の危機の原因を資本主義経済（または市場経済）それ自体の中ではなく、国家の経済と社会に対する関わり方に求めているからである。彼らは強調点の違いはあるが、19世紀的自由主義の危機の要因として次の点を認識している（権上2006：48-49）。

第一に、自由主義国家が、普通選挙と議会制民主主義の進展のもとで、失業保険などの福祉国家の発展と労働組合の要求に応じた賃金上昇を許容した結果、一方で、市場経済の価格システムの調整機能が損なわれ、他方で、国家が職業的諸団体の利益を実現する「経済国家」に変質してしまい、市場経済から自立した国家の法的政治的機能が麻痺した。市民社会と国家の分離によって特徴づけられる19世紀的自由主義は、経済機能も政治機能も大きく損なわれた。第二に、市場の自己調整機能を信頼する自由主義は、失業や貧困、格差といった社会問題を価格機能によって調整されるべき「摩擦」または一時的な不均衡として理解し、このような経済的摩擦がその犠牲者にとっては、不正義、悲惨、敗北、失望を意味することを理解できなかったために、大衆が市場経済から離反し、社会主義とファシズムに期待する傾向を止められなかった（Lippmann2005:208-209）。このような自由主義の危機の認識によれば、19世紀の自由主義国家が社会と経済の変化に有効に対応できないのみならず、議会制民主主義のもとで間違った形で介入し、経済的・社会的危機を深化させたことになる。それゆえ、20世紀の文脈における自由主義の再生プロジェクトとしての新自由主義にとって、国家の経済と社会への介入の可能性とその形式、さらにその限界を研究することが最大の課題<sup>1</sup>となった。また、1970年代末から先進国経済政策の主導権を握った新自由主義は、2つの世界大戦の間に自由主義が直面した危機のうちで第一の問題のみを、すなわち、議会制民主主義と福祉国家の進展による市場経済の価格システムの麻痺と国家の政治的・法的機能の劣化（法の支配の後退）との関連で、国家の機能の再定義を論じていることになる。

## （2）リップマン・シンポジウムの争点と国家介入の再定義

リップマン・シンポジウムは1938年の8月26日から30日までの5日間、フランスの哲学者ルージェがリップマンの『良き社会』のフランス語版の刊行を記念して、自由主義再生のための条件と課題を明確化するために主宰した国際的シンポジウムであって、ア

アメリカのリップマン、リュエフやルージェ、レイモン・アロンなどのフランス人、ミーゼスやハイエクなどのオーストリア学派、ドイツの社会学的新自由主義を代表するレプケとリュストウなど 26 人が参加した。シンポジウムでは、ルージェが提起したテーマに従って、「自由主義の衰退は内生的な要因によるものか?」、「自由主義の衰退の社会学的・イデオロギー的要因は何か?」、「自由主義国家が満たすべき条件は何か?」、「自由主義は社会問題に実質的に対応することができるか?」、「自由主義の再生のための理論的・実践的問題は何か?」などをめぐって討論が展開され、最終的にはルージェによって次の 7 点が自由主義の再生のための課題のなかで明確化すべき最重要な問題として総括された。

1. 価格メカニズムと両立しうる公的権力の介入形態
2. 戦争の経済。自由主義経済は戦争の準備と遂行を排除する。全体主義国家は全面戦争を含んでいる。
3. 自由主義国家。それが満たすべき条件は何か。真に自由主義的国家に転換するために、現存の民主主義の構造改革はいかにあるべきか? 全体主義国家を前にして、自由主義国家はどのような暫定的規律を自らに課せねばならないか?
4. 自由主義諸国家間の経済政策。
5. 自由主義経済と全体主義経済の共存の問題。自由主義国家の全体主義国家に対する経済的・心理的政策。
6. 戦争に向かう世界を平和に向かう世界に再転換させる問題。全体主義的経済の再吸収。
7. エリートと大衆のリベラル教育の問題。自由主義の右派と左派の反対者。

(Audier2012:492)

リップマン・シンポジウムの討議は、市場の価格システムは唯一有効な経済システムであることや国家の法的介入主義<sup>2)</sup>による市場経済秩序の再生などの課題については意見の一致をみたが、自由主義の衰退の内生的要因の理解にかかわる競争と独占の関係や、失業問題などの社会問題の発生の理解と国家の「経済的」介入をめぐっては意見が鋭く対立した。国家介入の形式と可能性、その限界に関する問題がシンポジウム参加者の最大の関心事であったからである。ミーゼスもルージェによる議論の総括を引き継ぐかたちで、今後の研究集会で「研究されるべき主要な問題が介入の可能性と限界の問題であることは明白である」(Audier2012:494)と述べている。

このシンポジウムでは、自由主義の危機を直視し、その再生のための条件と課題について研究する国際的研究集団にいかなる名称を与えるかについても、議論がおこなわれた。ドイツのリュストウはすでに 1932 年に経済危機に対する経済秩序回復のための「自由主義的国家介入」を提唱し、この国家介入を「新自由主義」と呼んでいた。シンポジウムでは、新自由主義、積極的自由主義、社会自由主義、左派自由主義、構築的自由主義などが候補として話題になったが、最終的な一致をみななかった。ここにも、国家の役割と限界をめぐり意見の不一致が反映しているのである。しかし、翌年の 1939 年には、リップマン・シン

ポジウムに由来する自由主義再生の潮流は一般に「新自由主義」と自称されるようになった。

### (3) モンペルラン新自由主義と国家の法的介入の理論化

モンペルラン会議はハイエクの呼びかけによって1947年4月1日から10日までスイスのジュネーブ近郊のモンペルランで開催され、39人が参加した。出席者の大多数は、リップマン・シンポジウムにも参加したハイエク、ミーゼス、レプケ、リュストウに加えて、シカゴ学派のミルトン・フリードマンやナイト、ディレクター、イギリスLSEのロビンズ、ドイツの秩序自由主義のオイケン（フライブルク学派）などの経済学者で占められているが、法学者、歴史学者、哲学者もごく少数ではあるが参加している。

参加した新自由主義者たちは当時、各国の政策作成者に当時なんの影響力ももたない立場にあり、孤立感と無力感を味わっていた。しかし、ハイエクとその周辺の人々は古典的自由主義の衰退はその知的・概念的な欠陥に由来すること、この欠陥を見つけ是正する唯一の方法は基本的理念を共通する知識人からなる討議集団をつくることである、と信じていた(Mirowski and Plehwe2009:16)。

会議の目的は、ハイエクが開会演説<sup>3</sup>でのべているように、「自由主義哲学再構築のための知的交流」(ハイエク 2009:25)であった。会議では、ハイエクの開会演説で提起された5つの問題(ハイエク 2009:31-34)、すなわち、自由企業と競争的秩序との関連、歴史解釈と政治的教育の関連、ドイツの将来、ヨーロッパ連邦の可能性、自由主義とキリスト教が順次議論されたが、中心的に検討されたのはハイエク自身が基調報告をおこなった「自由企業と競争的秩序」<sup>4</sup>についてであった。

ハイエクはこの基調報告のなかで、批判の対象を民主主義社会における「政府統制の拡大に向かう動き」(産業保護、政府支援によるカルテルや農業保護)が「巨大な数の大衆の願望や偏見を満足させるべく拡大されるようになることはさけられない」傾向においている(ハイエク 1990:147-148)。この批判の力点は、自由主義の再生をファシズムや社会主義への動きを批判しながら議論したリップマン・シンポジウムとは異なっている。彼の議論の焦点は、競争的秩序を作り出すために、国家の権力をどのように用いるべきか、というところにおかれている。彼は、「19世紀の自由主義者たちの犯したおそらく最も致命的な戦術上の誤り」は「国家に与えられている権力をどのように用いるべきかという問題」が「深刻かつ重大な課題ではないという印象を与えてしまったことある」(同上:150)と指摘したうえで、「競争は、ある種の政府の活動によって、これらが無い時よりも、より一層有効かつ有益に働くものにさせ得るということ」を、考察しなければならない一般的命題として提起する(同上:151)。要するに、新自由主義における国家介入の原理と形態は、「自由主義の基本的原理である競争、市場および価格を、秩序を与える原理として意識的に採用し、競争をできる限り有効かつ有益なものにするために……、国家によって強制される法律的枠組みを使用する一つ政策」(同上:151)として定義されている。ここでは、

競争・市場・価格が「秩序を与える原理」として、したがって、国家の介入を方向づける原理として理解され、競争的秩序は国家の法的介入主義（強制される法律的枠組み）によって創出されるものとして把握されている。

ハイエクは競争的秩序のための法的介入として、カルテルや独占を規制する立法的枠組みとともに、労働組合を普通法の中に取り込み、競争的な労働市場を復活させることを提唱している。また、リップマン・シンポジウムで争点の一つとなった、国家の社会問題への介入への言及はほとんどなく、累進所得税の効果については疑問がつけられている<sup>5</sup>。モンペルラン会議とこれを主宰したハイエクは、国家の介入の形態についての研究を法的介入による競争的秩序のための制度的枠組みの構築として展開し、国家の社会問題への介入を競争的秩序の妨げになるものとして拒絶したのである。しかも、国家の法的介入の目的や範囲は議会制民主主義によって決められることが不問または無視され、国家の経済への法的介入は競争・価格という秩序形成の原理に基づいておこなわれるべきでるとされている。国家の役割のこのような再定義に、モンペルラン新自由主義の本質的性格が示されているのである。

モンペルラン協会の有力メンバーであり、台頭するシカゴ学派の主導者であるミルトン・フリードマンも「新自由主義とその展望」（1951）のなかで、戦後における自由主義の再生のための研究集団を「新自由主義」と呼ぶことに賛意を表明し、国家が果たすべき積極的役割について、ハイエクと同じ理解を表明している。「新自由主義は、個人の根本的重要性に関する19世紀的自由主義の強調点を受け入れるが、この目的を達成する手段としての自由放任という、19世紀的目標を競争的秩序という目標と取り替えねばならない。・・・国家はシステムを管理し、競争に有利な諸条件を構築し、独占を防ぎ、安定した通貨枠組みを整え、過酷な悲惨や困窮を救済するであろう」（Mirowski and Plehwe 2009:217）。モンペルラン協会とシカゴ学派の究極的目的は、19世紀的自由主義に復帰することではなく、競争原理に基づく国家介入と法の能動的な秩序形成を通して、新自由主義を現代的諸条件により適合したものへと作り上げることであった。

1947年のモンペルラン会議は、競争的秩序と国家の介入の形態を中心に議論が展開され、最終的に会議での到達点をリップマン・シンポジウムの時と同じように声明文の形で総括することになった。声明文の草案を作成する委員として、ハイエクやオイケンなど6人が選ばれて、10項目からなる文書が提案された。そのなかには、「個人の自由は有効な競争市場が経済活動の主要な調整機能を果たす社会においてのみ維持される」、「市場経済の衰退と社会の全体主義的な支配は必然的ではない」、「有効な競争秩序はそれに適応した法的・制度的枠組みに依存する」、「政府の活動は法の支配によって制限されるべきである」、「自由な社会の破壊に導いた知的誤りのうちで最も危険なものは歴史的決定論である」といった、モンペルラン新自由主義のコアにある理念と主張を端的に表明する項目が含まれていた。会議ではこの10項目草案について異議が続出し、結局は、ロビンズに作り直された文章が1947年4月7日にモンペルラン協会の声明として採択された。この声明文は現在の危

機について診断した簡潔な前書きに続いて、モンペルラン新自由主義の研究課題や原理的な考え方をまとめた次の6項目から構成されている。

- 1.現代の危機の根源的な道徳的かつ経済的な諸起源を正しく理解するための、危機の本質の分析と説明。
- 2.全体主義的秩序と自由な秩序をより明確に区別をする、国家の諸機能の再定義。
- 3.諸個人と諸集団が他者の自由を侵害することがないように、また、私的所有権が略奪的な権力の基礎となることを許されないように、法の支配を確立し法の発展を保障する方法。
- 4.市場の主導と機能に敵対的でない手段によって、最小限の基準を確立する可能性。
- 5.自由に敵対する信条を促進する、歴史の悪用と闘争する諸方法
- 6.平和と自由を防衛し、調和的な国際経済諸関係の構築を可能にする国際秩序の創出に関する問題」(Hartwell1995:41-42)。

これらの項目が、国家の介入による競争的秩序の構築といった新自由主義の主張を明確に表現していないとはいえ、競争に有益な国家機能の再定義や法の支配を確立する方法、市場機能に敵対的でない国家による社会的ミニマムの基準など、国家の役割の再定義を中心に構成されていることは明らかである。

#### (4) ハイエクにおける法の支配と民主主義の問題

国家の役割の再定義を通して自由主義を再生させる、という、リップマン・シンポジウムで提起された新自由主義の目標課題(アジェンダ)を長期的に一貫して理論と政策の両面において考察したのは、モンペルラン会議を主宰したハイエクであったように思われる。彼は『隷属への道』(1944)以後の一連の著作において、議会制民主主義と福祉国家の発展が法の支配の後退をもたらし、個人の自由を危機に陥れる全体主義への道につながる、という切迫感をにじませながら、有効な競争的秩序を作り出すための国家の法的介入および個人の自由の条件としての「法の支配」について研究している。

ハイエクの新自由主義思想を英語圏に普及させた『隷従への道』は、有効な競争体制と適切な法的枠組みの関係の問題や、諸個人間の目的と活動を調整する方法としての競争の意義については簡単に指摘しただけで、大半の叙述が、第二次大戦後における計画化と福祉国家の世界的普及がもたらす法の支配の衰退は、第一次世界大戦後のワイマールのドイツが経験したような全体主義の道を迎えることになる、それを防ぐには法の支配の確保によって個人の自由の条件を維持することである、という警告と宣言に当てられている。彼が法の支配の概念として説明している中身は、「形式的なルール(法)」と「実体的なルール」との区別および、自由または自由主義と民主主義の区別、の2つである。前者は、法の支配によって想定される法(law)の概念である、一般的な状況に適用されるルールと、特定の状況や目的・必要を満たす法令(measures)または命令である、恣意的なルールとの違いとして、後者は目的としての個人的自由と手段としての民主主義の違いとして説明されてい

る。法の支配のこのような理解は、ワイマール期のドイツにおける民主主義的福祉国家の発展が法の支配を後退させている自由主義の危機を憂い、強い権威主義的国家の構築によって法の支配と健全な市場経済の回復を主張した憲法学者、カール・シュミットの用語と重なり合っていることがすでに指摘されている。Cristi(1984)と Scheuerman(1999) は、ハイエクは彼が「ナチス全体主義に対する指導的理論家」(ハイエク：1992：255)と非難したシュミットの、『政治神学』(1922)、『憲法理論』(1928)や『憲法の番人』(1931)、『政治的なものの概念』(1932)における用語と論理を繰り返している、とまで形容している。

ハイエクは『隷従への道』のなかで、法の支配の理念によって想定される一般的ルールが国家によって制定される意義について、次のように述べている。

「国家は、一般的な状況に適用されるルールのみを制定すべきで、時間と場所の状況に依存するすべてのことは、個人の自由に任せなければならない。というのも、それぞれの場に立っている個人のみが、その状況を十全に把握し、行動を適切に修正できるからである。そして個人のそういう知識が自らの計画の作成に有効に使われるためには、計画に影響を及ぼす国家の活動が、予期できなくてはならない」(ハイエク 1992：96)

ハイエクは一般的ルールが個人の自由の条件として国家によって制定される意義を指摘したうえで、法の支配とは一般的ルールが諸個人によって適用される結果に無関心であることを強調する。実質的平等を要求し、一般的ルールの適用の結果を修正する措置は特定の状況や特定の団体の利益を恣意的なルールであって、個人の自由を侵害するというのである。法の支配の達成は、20世紀における議会民主主義の定着という制約条件のもとで、国家の経済的介入(社会政策)や福祉国家をできるかぎり縮小させて、19世紀的な、個人の自由のための領域としての市民社会と経済から解放された政治的領域としての国家との分離の復活を想定しているように思われる。しかし、民主的国家の有する実際の法律は議会と政府によって決定されるほかはないとすれば、個人の自由の領域(経済的自由)と純粹に政治的な秩序はいかに確保されうるのか。

この問題は自由主義と民主主義の区別に関連している。この区別に関する分析は『隷従への道』では簡単に指摘されたにとどまり、その後ハイエクがなんども言及する研究課題になっている。彼は「自由な社会秩序はどうあるべきか」(1967)の中で次のように述べている。

「自由主義と民主主義は両立するものであるが、同じものではない。前者は政府権力の範囲に関するものであり、後者はだれがその権力を掌握するのにかんするものである。それぞれの対抗概念を考えてみると、その違いがよくわかるだろう。自由主義の反対は全体主義であり、民主主義の反対は権威主義である。ということは、少なくとも理論上は、民主主義政府が全体主義であることは可能だし、権威主義政府が自由主義的規範に沿った行動をとることも可能なはずだ。・・・[民主主義]は、・・・多数派に無制限の権力を与えることを主張し、基本的に自由主義と対立するものとなる」(ハイエク 2009：68)

ハイエクはここでシュミットと同じように、自由主義と民主主義は区別されるのみなら

ず、鋭く対立する場合があることを指摘し、暗に、多数派に無制限の権力を与える民主主義（民衆政府または民衆主権）の可能性を排除ないし無力化することこそが国家による法の支配の維持と個人の自由の条件であること、全体主義に親近的な民主主義よりも、政治的意思決定を独占した権威主義政府の方が自由主義に親近的であることを示唆している。

では、どうすれば、民主主義による多数派の支配を退けて、国家による法の支配を達成できるだろうか。また、そのような国家はどのようにイメージされるだろうか。

一つは、自由を議論する論法を変え、そのような論法を大衆の日常的意識にまで浸透させることである。この点に関して、ハイエクは多数の文章を残しているが、例えば、『自由の条件』（1960）の中に、次のような指摘がある。

「それは通例「政治的自由」と呼ばれているものであり、政府の選択において、立法の過程において、また行政の管理において人びとが参加することをいう。それは、われわれの概念を全体としての人間の集団に適用することに由来するもので、一種の集会的自由を集団に与える。しかし、この意味での自由な国民は、必ずしも自由な人間からなる国民であるとはかぎらないし、個人として自由であるためには、人はこの集会的自由をわけあう必要もない」（ハイエク 1986 : 25）。

この引用文は、普通の人びとの法の制定や政権選択への参加といった政治的自由は彼らにとって、個人的自由の実質を構成するものではないとまで言い切っている。その代わりに、ハイエクが提案する自由は競争的市場秩序の転変の過程に投げ込まれた諸個人がもちうる、ささやかな「経済的自由」である。この点に関して多くの文章が残されているが、次のハイエク「真の個人主義と偽りの個人主義」（1945）の文章は市場社会における大衆の選択の自由を一種の苦難として冷静に描いている。

「複雑な社会に生きる人間には、彼にとっては社会過程の盲目的な諸力と見えるに違いないものに自己を適応させるか、もしくは上司の命令に従うかの二者択一しかありえない。彼が市場の厳しい規律だけしか知らない場合には、彼は誰か他の知的な人間の頭脳による指令の方がよいと思うことは大いにあり得る。しかし一度ためしてみるならば、前者は彼に少なくとも何らかの選択の余地を残すものであるが、後者はそれをまったく残さないということ、またいくつかのあまり好ましくない選択肢の中から一つを選ぶ余地があることは、その中の一つを無理やりに選ばされることよりも勝っているということを、やがて彼は知るのである」（ハイエク 1990 : 29）。

ここで「複雑な社会」とは、予見可能な伝統的社会とは違い、「ある人の行為の影響がその人の視界の範囲をはるかに越えて広く及ぶ」社会であり、「個人は、誰が作ったのかわからない一見非合理にとみえる社会の諸力に服従する必要がある」（同上 : 28）社会という意味であるが、ハイエクは物的福祉の保障では勝っているかもしれない計画化や福祉国家が個人の自由を侵害することを批判しながら、市場の非人格的な諸力を個人の自由と大衆の福祉の確保のための主要な手段として位置づけている。この文章は、新自由主義を信奉する“大司教”が大衆に向かって、政治的自由の権利を忘れて、市場経済の変動に適応する



仕方を選択する自由を学習するように説教しているかのようである。自由を議論する論法が政治的なものから経済的なものに転換されているのである。

多数派の支配を退けて、国家による法の支配を達成するもう一つの方法は、競争的秩序が自生的に維持できない経済危機や権力を握った多数派（大衆）が国家の経済への介入（国有化や再分配政策）を強め、民主主義と市場経済が対立する時期には、民主主義の機能を「一時的に」停止させて、国家による法の支配を権威主義的政府によって回復させるやり方である。新自由主義の説く法の支配は、潜在的に、あるいは暗黙のうちに、「非常事態」を想定し、民主主義を排除した権威主義によって法の支配と経済的秩序を守るという論理を含んでいるのである。ハイエクは『法と立法と自由』第三部「自由人の政治的秩序」（1979）の第17章「立憲政体モデル」の中で、「外敵が迫っているとき、謀反や無法な暴力が発生したとき、・・・正常時には誰も保有しない強制的な組織化の権力が誰かに与えられなければならない」（ハイエク 1988：172）緊急事態が生じうることと言及し、「主権者とは例外状態に関して決定をくださる者をいう」（シュミット 1971：11）という『政治神学』の文句に同意する文章を残している。しかし、法の支配が民主主義の一時的中断をとともう「非常事態」を論理的に含んでいることは、新自由主義のエリートには知られているが、大衆には理解しがたい事態である。『モンペルランからの道』の編集者の一人は、このような民主主義のダブルスタンダード的解釈を、「新自由主義の裏表のある真理」（Mirowski and Plehwe 2009:440）と呼んでいる。

ディレクターやフリードマンに指導された1950年代以降のシカゴ学派は、独占は競争的秩序と民主主義に対立的であり、国家活動によって防止すべきである、という初期のモンペルラン協会やオーストリア派（および秩序自由主義）と共有していた見解を変更し、独占は競争によって掘り崩される、独占の価格への影響は誇張される傾向がある、といった楽観的な独占肯定論を主張するようになる（Horn 2009:218-220）。そればかりではない。シカゴ学派の新自由主義は、国家と市場の区別を取り払うことによって、政治の大部分をあたかも市場過程であるかのような理論的革新を展開した。政治家は投票者と同じように、自分の効用の最大化を試みるものとして説明され、国家は市場がより効率的に提供できることを達成する劣った手段にすぎないと説明された。また、自由は政治的な決定に参加する政治的自由から、欲求のための個人的努力を通して達成される自己実現の能力を意味するようになった。教育も、適格な民主的な市民をつくる制度から、購入すべき商品として扱われるようになった（Horn and Mirowski 2009:161-163）。市民という概念は国家サービスのお客様（取引相手）という意味しかもたなくなる。理論的には、国家は市場領域とは区別されたものではなく、国家活動の大部分は市場化される。これが、シカゴ学派が描く「新自由主義的市場国家」のビジョンである（Mirowski 2009:436-437）。シカゴ学派は、ハイエクの体系が孕んでいた法の支配と民主主義のジレンマ、市場社会と国家の分離と対立、あるいは民主主義の病理を強い国家（権威主義）によって抑制する必要性という問題を、政治の市場化という理論的革新によって解決を試みたということができる。

## II ケインズ主義的福祉国家の危機から新自由主義的競争国家へ

1970年代末以来、自己調節的市場を信奉する新自由主義のプロジェクトが主導権を握り、資本主義的市場経済の破壊的影響を抑制し資本蓄積が生み出す不均衡を吸収してきた制度諸形態が、その攻撃目標になっている。なぜ新自由主義の思想と政策がこれほど大きな影響力をもっているのだろうか。これは答えておく必要がある問題である。①フォーディズムの成功要因がその衰退要因に変質したこと、②総需要管理のケインズ主義政策はフォーディズムの危機の解決に失敗しスタグフレーションを生み出した、③社会民主主義と福祉国家が苦境にさらされていること、④1989年と1991年に東欧とソ連の社会主義モデルが最終的に解体したこと、⑤要するに、フォーディズムが消滅したのに新しい発展モデルが不在であるというグラムシ的な意味での「危機」的状況のなかで、1930年代に「自由主義の危機」に直面して考案された新自由主義の信念とプロジェクトが、オルタナティブの必要性に応える形で解決策として登場したのである(Boyer1995:15-17)。1980年代以降における金融のグローバル化と国際競争激化による各国経済への圧力は、経済的自由主義以外の選択肢はないかのような政策思想の状況を作り出している。

ケインズ主義的福祉国家の危機は基本的には、フォーディズムの危機との関連において、とくにフォード的賃労働関係(=労働力の利用とその再生産の諸条件の総体)とその基礎にあるテーラー主義的労使妥協の危機との関連において理解されるべきと思われるが、国際的にみれば福祉国家自体の危機は、ラギーが「埋め込まれた自由主義」と表現した、国際的な自由貿易体制と各国における規制された市場経済との第二次大戦後の妥協を維持するための国内的コストの上昇(福祉国家の財政危機)として、すなわち、「国民経済をグローバル経済から切り離す能力の衰退」として理解することができる(Cerny1997:259)。

ここで重要なことは、福祉国家から競争国家への転換を直ちに議論するのではなく、新自由主義が「強い国家」による法的制度的介入を通して、競争的市場秩序の構築に努めたことである。一連の規制緩和、民営化、市場化、自由化は、国家の法的介入と経済的ルールの変更によって推進された。サッチャー主義やレーガン主義には、市場競争の原理が国家の経済と社会への介入を方向づけとともに監視し、国家の法的介入を通して競争秩序が作り出される、そして、より有効な競争秩序を作るためには法的体制が絶えずバージョンアップされねばならない、という新自由主義のコアにある思想が脈打っているのである。国家介入の再定義と新自由主義とが一体であることを想起するならば、ケインズ主義的福祉国家に取って代わる国家は、何よりもまず、市場のなかに競争を作り出すために積極的に介入する新自由主義国家、あるいは新自由主義的法的介入主義国家として規定されねばならない。

このような法的介入主義は、経済競争がそのもとでおこなわれる枠組みまたはゲームの規則を構成する。経済競争がゲームの規則のもとで繰り広げられことを通して、経済秩序が行為事実に構成される。この場合、競争は、それぞれが目標を立て戦略的に行動する

経済主体（企業）の間の関係を調整する様式として作用する（労使妥協による調整から競争による調整へ）。

フーコーによれば、法的介入主義は、資本主義の画期的な制度的革新であって、法の支配を経済領域に適用したものである。彼は『生政治』の一節で、法の支配を計画化の反対物として定義したハイエクの『隷属への道』の一文を巧みに引用しながら、制度的革新としての法的介入主義について説明している。フーコーの説明は、これまで誰も理解していなかった、新自由主義における法（経済に形式を与えるものとしての法）と経済（ゲームとしての経済）の関係に焦点を当てている。やや長くなるが、引用する。

「経済は一つのゲームであり、経済に枠組みを与える法制度はゲームの規則として考えられねばならないということ。法の支配と法治国家によって、統治の行動が、経済ゲームに規則を与えるものとして形式化されるということです。その経済ゲームをおこなうもの、つまり、現実の経済主体は、個々人のみ、あるいは、こう言ってよければ、企業のみです。国家によって保証された法的かつ制度的枠組みの内部において規則づけられた企業間のゲーム。これこそ、刷新された資本主義における制度的枠組みとなるべきものの一般的形式です。経済ゲームの規則であり、意図的な経済的かつ社会的管理ではないということ。経済における法治国家ないし法の支配のこのような定義こそ、ハイエクが、非常に明快であると私には思われる一節のなかで特徴づけているものです。彼は計画について次のように語ります。まさしく法治国家ないし法の支配と対立するものとして、『計画は、一つの明確な目的に到達するために社会の資源が意識的に導かれなければならないということを示す。法の支配は、逆に、その内部において個々人が自らの個人的計画に従って自らの行動に身を委ねるような、最も合理的な枠組みを創ろうとする者である』。・・・したがって、ゲームの規則としての法律システムがあり、次いで、自然発生的な経済プロセスを通じてある種の具体的秩序を表明するようなゲームがあるということです」（フーコー2008：213-214）。

この新自由主義的法的介入主義国家は社会政策のあり方を根本的に変更し、福祉国家を再編する力をもっている。新自由主義国家による福祉国家の包摂と呼びうる事態が展開される。それは、医療保険、年金保険、失業保険、教育や住宅、保育のような公共サービスの形で「脱商品化」され、市場から取り除かれていた国家の諸活動（公的福祉）の市場化を推し進める。具体的には、社会保険や公共サービスの現物給付の民営化や市場化の推進によって、「社会政策の個人化」（フーコー2008：178）が広がり、競争秩序に投げ込まれた諸個人が直面するリスクは、諸個人が自分自身の責任で対応すべきものとなる。新自由主義的介入主義国家は、失業や貧困、不平等や格差拡大といった市場競争の結果に介入する必要はないのである。「失業率がいかほどであろうと、・・・介入すべきものは何もありません。・・・何よりもまず救うべきもの、それは、価格の安定です。価格の安定はおそらく、結果的に、失業危機の際よりも高い雇用レベルの存在を実際に可能にするでしょ

う。・・・失業者とは何だろうか、それは移動中の労働者である。それは、収益のない活動とより収益のある活動とのあいだを移動中の労働者なのだ」（フーコー2008：172）、というのが新自由主義の雇用政策である。そればかりではない。フーコーによれば新自由主義は、競争メカニズムを社会の調整のための原理として導入することによって、「社会において生じる可能性のある反競争的メカニズム」（フーコー2008：198）の解消を試みるのである。ここでの「反競争的メカニズム」はカール・ポランニーのいう社会の自己防衛のさまざまな運動、あるいは、最近の欧州債務危機にみられるような、市場の圧力に対する民意の反発を指している。そのような反競争的メカニズムが社会のなかで生じる可能性を解消するためには、競争のメカニズムが「社会の厚みのいかなる地点においても調整の役割をはたすことができるようにしなければなりません」（同上：180）、とフーコーは指摘する。「社会の厚み」とは、資本主義的企業だけでなく、中小企業、農民家族、家内工業、零細な小売業、さらに、プロレタリア化した大衆までも含んでいる。彼は、競争メカニズムによる社会の統治を「新自由主義的統治」と呼んで、それを次のように定義している<sup>6</sup>。

「獲得が目指されているのは、商品効果に従属した社会ではなく、競争のダイナミズムに従属した社会であるということです。スーパーマーケット社会ではなく、企業社会であること。再構成されようとしているホモ・エコノミクスは、それは、交換する人間ではなく、消費する人間でもありません。それは、企業と生産の人間です。・・・『企業』形式とは、国民的ないし国際的規模の大企業という形式に・・・のもとに集中させられてはならないものです。社会体の内部において、このような『企業』形式を波及させること。これこそが、新自由主義政策に賭けられているものであると私は思います」（同上：181-183）。

新自由主義国家が競争の原理を社会の調整に適用し、多種多様な企業形式を社会に普及させ、競争的調整に従う企業社会を作り出すことは、労働者を含むすべての個人が自分自身を“労働力または雇用可能性を開発する企業家”として位置づけ、自己の人的資源に投資することで絶えず自分の競争力（職業的能力）の向上を目指す企業単位になるように要請されることをともなっている。ホモ・エコノミクスをこのような企業家として再構成する考え方は、とくにドイツの秩序自由主義（レプケ、リュストウなど）によって提起された、新自由主義に特徴的な統治であるが、この統治の方法は今日、競争原理を市場の外の社会的領域にまで適用する企画として猛威を振るっている。教育の新自由主義的改革<sup>7</sup>はその典型であるように思われる。

このような新自由主義的な法的介入を通して競争的経済秩序を構築する国家は対外的には、グローバル経済のなかで自国の競争優位を指向する国家でもある。この国家を競争国家、あるいは「新自由主義的競争国家」（ヒルシュ 1998：198）と呼ぶことができる。競争国家という用語を最初に用い、グローバル経済における競争国家の政策と多様性を研究してきた国際政治学者、フィリップ・サーニーは、競争国家<sup>8</sup>を次のように定義している。

「競争国家は、一部の経済活動を市場から取り除き、福祉国家が組織されたように、そ

これらの「脱商品化」を試みるよりも、市場化の拡大を追求することによって、国家的領域内にある経済的活動を、・・・国際的および超国家的な観点からみてより競争的にする。この過程の主要な特徴は、国家支出による民間投資の「クラウディングアウト」を最小化するために、政府支出を削減する試みと、経済活動、特に金融市場の規制緩和を含んでいる」(Cerny 1997:259)。

この競争国家の定義の特徴は、領域内にある経済的活動を国際的にみてより競争的にする政策志向との関連で、公的福祉の市場化、政府支出の削減、規制緩和が位置づけられていることである。サーニーは競争国家の主要政策として、①規制緩和のようなミクロ的介入主義、②多様化し急速に変化する国際市場の競争条件に柔軟に対応する、競争優位政策、③反インフレのマネタリズム、④公私両セクターでの、企業、イノベーション、収益性の活性化を指摘している(Cerny 1997:260)。サーニーはかかる競争国家の出現を、「政府の再定義 *reinventing government*」(Cerny 1997:265)による新しい介入主義の動きと関連させて議論しているので、競争国家を事実上「新自由主義的競争国家」として理解している、と聞いていいだろう。

また、ヒルシュは唯物論的社会理論の観点から、フォーディズムの「福祉国家+官僚制的監視国家」(安全保障国家)に取って代わる、ポストフォーディズムの国家類型を国民的競争国家と呼んでいる。「国家の政治は、他の国家と競合して、グローバルに、よりフレキシブルに行動する資本のために有利な価値増殖の条件を整えることにますます関心を払うようになっている。ほかならぬこのことが、社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な社会内部の発展を可能にした条件とますます衝突するようになっている。こうした意味において、資本主義国家の新しいタイプの形成、すなわち『国民的競争国家』について語る事ができるのである」(ヒルシュ 1998 : 115)。表現こそ違うものの、ヒルシュは競争国家のグローバル経済における役割については、サーニーと同じ理解を示している。ヒルシュの競争国家論の特徴は、競争国家の支配システムが対内的には社会の断片化および個人化(政党や労働組合の社会統合機能の弱体化、国民の脱政治化)と、人びとを民営化と市場における競争動員(社会的諸関係の経済化)にもとづいて自発的に国際的な経済戦争へと駆り立てる「市民社会的全体主義」(ヒルシュ 1998 : 195)にもとづいていることを強調する点である。

ところで、経済活動のグローバル化は、貿易、投資、取引などの国際経済活動を促進し、また規制する国際的な「法の支配」、すなわち、国際経済法の重要性を提起している。ハイエクが『隷従への道』の第15章「国際秩序の今後の展望」で提起した「法の支配」の国際的拡大による国際秩序の形成という課題が、今日、新自由主義にとっても問われている。国際的な法の支配のもとでしか、グローバル経済において国際的経済秩序は構築されないからである。W T O のような国際機関や国際人権保障、地球環境保護法、海洋法制、E U 基本条約のよう

な国際条約は「企業の人権」を認めることで、グローバルな次元において資本主義活動を保証する「憲法」として妥当し始めている。法の支配の国際化は「国際法の憲法化」(江島 2012: 21)をもたらしているのである。WTOは、グローバル資本主義の憲法的保障の基礎になっている、という批判的指摘もある。それぞれの国民的競争国家は、グローバルな次元で憲法化しているゲームの規則(国際経済法)の制約のもとで、経済戦争を繰り広げることになる。

このような憲法化した国際法と国際機関、国境を越える資本の経済活動、諸競争国家の政策対応の総体的連関は、対立や亀裂や排除をとめないながらグローバル経済秩序の形成にむかっている、ということができる。しかし、重要なことはグローバル経済における競争国家のあり方に焦点を当てながら、グローバル経済秩序の形成を批判的に理解する仕方を見つけることである。ヒルシュは『国家・グローバル化・帝国主義』(原書名『唯物論的国家論』)のなかで、「国家の国際化」という概念にもとづいて、国際化した競争国家の機能論理と国際的次元の「新自由主義的な立憲主義」(ヒルシュ 2007: 152)の形成を捉えようと試みている。国家の国際化という概念は二つの動きを捉えるためのものである。国家の国際化は一方で、国際資本市場と金融市場への各国家装置の依存の増大や、競争国家間の経済戦争、社会的調整能力と国家の脱国民化、国内次元および国際次元における政治の民営化(国家の活動の多国籍企業やNGOへの委任)、WTOなどの国際機関によって決定される法規範の重要性などを集約的に表現している。国家の国際化は他方で、個々の国民的競争国家の次元や国家装置が依然として重要であって、「国家の政治」がグローバルに活動する諸資本に対して価値増殖の好都合の諸条件(例えば、法人税の引き下げ)を他国との競争のなかで作り出すことに集中することや、国民国家の存在が階級関係を調整し一定の社会的まとまりを確保するうえで不可欠であることを表現する。新自由主義的な立憲主義はかかる国家の国際化と国際化された競争国家によってもたらされたものである。「新自由主義的な立憲主義とは、私的所有関係と市場関係を国際的次元で確保し、そうすることで所有関係と市場関係を個別的国民国家の次元内部の民主主義的過程の射程範囲から切り離すべく、規制と決定の機関を制度化することを意味している」(ヒルシュ 2007: 152)。ヒルシュはそのような新自由主義の立憲主義の制度化として、WTOのような国際組織、ワシントン・コンセンサスのような国家間協定、EU憲法、IMFのコンディショナリティを挙げている。

### III 新自由主義の矛盾と社会的投資戦略の出現——社会的投資国家にむかって

1980年代には新自由主義的思考が国際機関や各国の社会政策や福祉国家再編の方向を支配したが、1990年代の後半に入ると、ヨーロッパや南アメリカを中心に、労働市場や公的福祉を犠牲にした新自由主義的福祉国家改革への批判が強まってきた。その背景には、ヨ

ヨーロッパで社会的排除と呼ばれている、労働市場や社会保険、住宅や教育、社会的関係から排除された多数の人びとの存在と、市場個人主義を要請される脆弱な家族と子供の貧困の問題がある。新自由主義的福祉改革に代わるべき福祉国家は、「新しい福祉国家」(エスピノーアンデルセン)、「第三の道」(ギデンズ)、「発展的福祉国家」(ヒメリック)など、多数の名前が付けられているが、共通の政策志向は子供への投資と人間資本への投資の重視である。子供のケアと教育への投資は、母親の人間資本への投資によって、彼女の就労継続を支援するとともに、子供の人間資本への投資によって、ライフチャンスの平等と就学前の教育の質を高めることをねらっている。人間資本への投資は、たんに失業者の職業訓練だけではなく、生涯を通じた教育への参加と絶えざる職業的能力(雇用可能性)の向上をねらっている。このような政策志向を「社会的投資」戦略と呼ぶことができる。国際機関で社会的投資戦略を最初に提起したのは、1996年のOECD専門家会議「Beyond2000：新しい社会政策アジェンダ」であったように思われる。ついで、欧州雇用政策のなかにも社会的投資戦略は取り入れられ、知識経済における世界的競争力と雇用創出の両立を掲げたEUの「リスボン戦略」(2000)では中心的な戦略として位置づけられた。また、社会投資戦略を政策思想として掘り下げた研究として、北欧の積極的労働市場政策を社会的投資政策として総括し、とくに「子供に中心をおく社会的投資戦略」を新しい福祉国家の指針にしようとしたエスピノーアンデルセンたちの『われわれはなぜ新しい福祉国家を必要とするのか』(Esping-Andersen et al. 2002)や、人間資本への投資によるポジティブ・ウェルフェア社会の構築を提唱し、再分配中心の社会民主主義を刷新しようとしたギデンズの『第三の道』(1998)などがある<sup>9</sup>。

社会投資的戦略は、1997-98年のアジア通貨危機を契機にして社会政策にかかわる機関や政策担当者のあいだで影響力をもつようになった。次の表は、福祉の提供に責任をもつ4つの構成要素、市場、家族、国家、コミュニティの優先順位やそれらの福祉に対する責任の観点から、ケインズ主義的見方、新自由主義的見方、社会投資的見方を比較したものである。新自由主義的福祉ミックスと社会的投資福祉ミックスを比較すれば、国家の役割が大きく違っている。新自由主義では、国家は福祉提供の要素から除外されるだけでなく、政府支出は依存リスクを生む要因とされている。社会的投資福祉ミックスでは、国家は福祉提供の重要な要素であり、家族を支援して子供に対して責任をもつとともに、政府支出の力点は人間資本への投資にある。

表 福祉に対する責任ミックスの3つの見方

	ケインズ主義的	新自由主義的	社会的投資的
責任ミックスの順位	市場、国家、家族	市場、家族、コミュニティ、	市場、家族、国家、コミュニティ
市場	例外はあるが、すべての人に福祉を提供	すべての人に福祉を提供	すべての人に十分に福祉を提供できない
家族	子供は家族の責任	家族は責任を引き受け、自分で選択する	家族が主だが、国家も子供に責任をもつ
国家	社会的リスクに対して保護を提供	依存リスクを生む政府支出は制限される	支出は人間資本への投資であるべき
コミュニティ（地域社会に根ざした協同組合、NPO、教会）	福祉国家の背後でサービス提供	政府支出削減や市場の失敗の衝撃緩和	サービス提供の潜在的協力者
ガバナンスの形態	階層的・官僚制的	企業モデル+民営化 競争による調整	ネットワーキング、 パートナーシップ

出所：Jenson(2009)p.32 の表に加筆

このように一般的、抽象的な次元では、新自由主義的戦略と社会的投資的戦略が質を異にすることは明らかである。しかし、各国で実施されている実際の政策のレベルでは、これら2つの戦略は混合して同時に用いられている。社会的投資的戦略の採用は必ずしも社会的投資国家の確立につながっていないのである<sup>10</sup>。

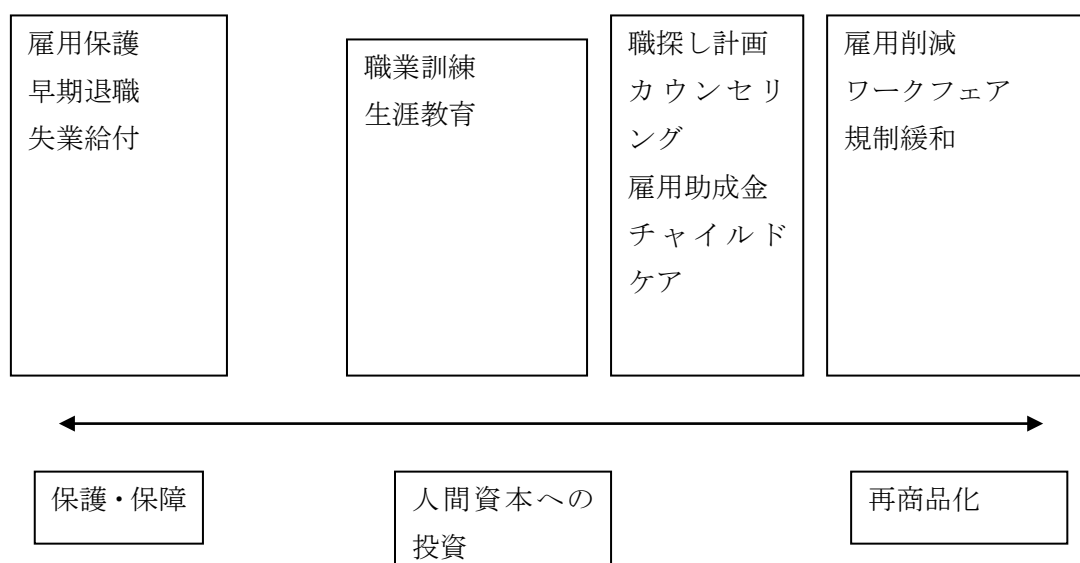
例えば、各国の労働市場政策においては、次の図にみられるように、ケインズ主義的福祉国家に特徴的な雇用と所得の保護、社会投資戦略に特徴的な人間資本への投資、新自由主義的な労働力の再商品化が同時に並存するかたちで実施されている。この表において、純粋な社会的投資略は真ん中の失業者および就業者を対象として職業訓練と職業能力を高める生涯教育である。しかし、社会的投資戦略と同時に、現在の雇用の保護や失業手当などの保障政策や、職業訓練なしに労働市場への包摂を促進するワークフェア政策がおこなわれている。しかも、社会的投資戦略と労働力再商品化政策とのあいだに、失業者の労働市場への移行を促進する諸措置（雇用への障害を取り除く措置）、ジョブ・リサーチ計画の作成、専門家によるカウンセリング、雇用補助金、育児ケアなどがあり、早期に労働市場に復帰することが労働力の劣化を防ぐ一つの手段となることも考慮すれば、どこまでが社会的投資政策の範囲に入るか、判定は難しいと思われる。

労働市場政策においてのみならず、福祉国家の政策も、新自由主義的福祉国家改革と並んで、社会投資的戦略からも福祉政策も展開されている。それゆえ、労働市場政策と福祉国家再編との連関をみすえた労働市場・福祉政策を社会的投資戦略を取り入れて構築する



ことが必要と思われる。具体的には、労働市場と福祉国家との連関を再定義した2つの政策モデル、フレキシキュリティ・アプローチと移動的労働市場アプローチ<sup>11</sup>を、社会的投資戦略を取り入れて発展させることが重要である。

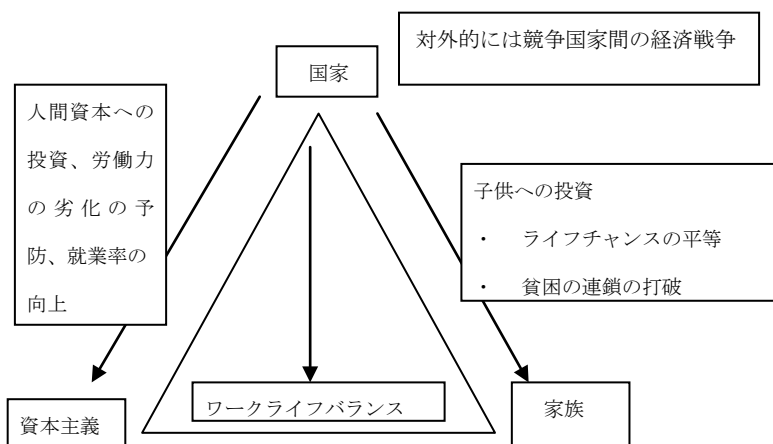
図 労働市場政策の3つの原理（労働市場政策ミックス？）



出所：Bonoli(2009)p.58.

最後に、新自由主義的競争国家に代わる社会的投資国家のイメージを図示しておけば、次のようなものである。

図 社会的投資国家の概念図



以上

- 
- 1 21世紀初頭におけるリーマンショックや欧州債務危機にみられる新自由主義の危機は、自由主義の再生を掲げた新自由主義の課題とその理論的実践的達成が未完であり、相当な難問であり、市場経済と民主主義のジレンマを抱えていることを示している。
- 2 法的介入主義は、リップマン・シンポジウムで提起された、新自由主義による国家の役割の再定義のコアにある考えである。フーコーが『生政治の誕生』で分析したように、国家の法的介入と競争によって調整される経済秩序の構築とは一体の関係にある(フーコー 2008 : 197-220)。
- 3 ハイエクの開会演説は、「モンペルラン協会の誕生——開会演説」と題して、Hayek(1967) *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, The University of Chicago Press に収録されている。日本語訳は、ハイエク (2009) で読むことができる。
- 4 この基調報告は『個人主義と経済秩序』(1949)に所収されている。ハイエク (1990) [1949] に収録されている。
- 5 ディレクターは市場経済に対立的ではない社会政策として、累進課税と最低所得保障の2つを提唱したが、ハイエクは累進課税には触れず、最低所得保障のみに言及している(権上 2006 : 36、56)。
- 6 フーコーのこのような新自由主義的な社会の統治の分析を継承し、それを「環境介入権力」として展開した研究として、佐藤嘉幸(2009)がある。
- 7 佐貫浩・世取山洋介編(2008)『新自由主義教育改革』大月書店を参照。
- 8 サーニーの競争国家論をめぐる論点と議論の経緯および、競争国家論に関する文献については、樋口 (2003) (2009) を参照。
- 9 スウェーデンにおける積極的労働市場政策の展開を「社会的投資国家の経済思想」の観点から再検討した宮本・諸富 (2011) も必読である。
- 10 現在の欧州危機が社会的投資戦略を後退させるか、それとも促進するか、について議論がおこなわれている。この危機が長期化するならば、より根本的な改革が必要になる、という理由で、欧州危機は新自由主義的戦略を後退させ社会的投資戦略をプッシュする、というのが筆者の見通しである。
- 11 フレキシキュリティと移動労働市場については、若森 (2010) を参照。

## 参考文献

### <日本語文献>

- 雨宮昭彦 (2005) 『競争秩序のポリテイクス—ドイツ経済政策思想の源流』東京大学出版会
- 江島晶子(2012)『経済秩序と『憲法／国際法』』、『季刊 企業と法創造』8 (3)
- 岡本英男(2007)『福祉国家の可能性』東京大学出版会
- ギデンズ (1999) [1998] 『第三の道』佐和隆光訳、日本経済新聞社
- 権上康男 (2006) 新自由主義の誕生 (1938~47)、権上康男編著 (2006) 『新自由主義と戦後資本主義』日本経済評論社
- 斉藤日出治(2010)「制度経済学の言説と市民社会の統治テクノロジー」、『千葉大学経済研究』第25巻第3号
- 佐藤嘉幸 (2009) 『新自由主義と権力』人文書院
- 佐貫浩・世取山洋介編(2008)『新自由主義教育改革』大月書店
- ジェソップ (2005) [2002] 『資本主義国家の未来』中谷義和監訳、御茶の水書房
- シュミット (1971)[1922] 『政治神学』田中浩・原田武雄訳、未来社
- シュミット(1989)[1931] 『憲法の番人』川北洋太郎訳、第一法規

- 
- シュミット(1970)[1932]『政治的なものの概念』田中浩・原田武雄訳、未来社  
中村健吾(2005)『欧州統合と近代国家の変容』昭和堂  
二宮厚美(2012)『新自由主義からの脱出』新日本出版社  
ネグリ・ハート (2008) [1994]『ディオニュソスの労働 国家形態批判』長原豊他訳、人文書院  
ハーヴェイ (2007) [2005]『新自由主義 その歴史的展開と現在』渡辺治監訳、作品社  
ハイエク (1992) [1944]『隷従への道』西山千明訳、春秋社  
ハイエク (1990) [1949]『個人主義と経済秩序』嘉治元郎・嘉治佐代訳、春秋社  
ハイエク (1986) [1960]『自由の価値 自由の条件 I』気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社  
ハイエク (2009) [1967]『政治学論集』山中優監訳、田総恵子訳、春秋社  
ハイエク (1987) [1973]『ルールと秩序 法と立法と自由 I』矢島欽次・水吉俊彦訳、春秋社  
ハイエク (1988) [1979]『自由人の政治的秩序 法と立法と自由 III』渡部茂訳、春秋社  
樋口均(2003)「グローバリゼーションと国民国家——福祉国家から競争国家への転型説の検討を中心に」、『経済理論学会年報 日本資本主義の混迷を問う』第40集  
樋口均(2009)グローバリゼーションと国民国家——福祉国家再編論争によせて、『経済理論』45(4)  
ヒルシュ (1998) [1995]『国民的競争国家』木原滋哉・中村健吾訳、ミネルヴァ書房、第3章「国民的競争国家」  
ヒルシュ (2007) [2005]『国家・グローバル化・帝国主義』表弘一郎・木原滋哉・中村健吾訳、ミネルヴァ書房  
フーコー (2008) [2004]『生政治の誕生』慎改康之訳、筑摩書房  
福田敏浩 (2011)『第三の道の経済思想』晃洋書房  
フリードマン (2008) [1962]『資本主義と自由』村井章子訳、日経 BP 社  
ブルデュー (2000)『市場独裁主義批判』加藤晴久訳、藤原書店  
松原隆一郎 (2011)『ケインズとハイエク』講談社  
宮本章史・諸富徹 (2011)「社会的投資国家」の経済思想、『思想』2011年11月号  
山中優(2007)『ハイエクの政治思想』勁草書房  
若森章孝 (2010) フレキシキュリティとデンマーク・モデル、安孫子誠男・水島治郎編著『労働』勁草書房、2010年

<欧文文献>

- Audier S.(2012)Le colloque Lippmann. Aux origins du “neo-liberalism”,Editons Le Bord de l’Eau.  
Bonoli,G.(2009)”Varities of social investment in labour market policy”,in Morel, N. Palier, B., Palme, J..eds.(2009).

- 
- Boyer R.(1995)"The seven paradoxes of capitalism,CEPREMAP,no.9620.
- Cerny,P.(1997)"Paradoxes of the competition state",Government and opposition,32(2).
- Cerny,P.(2005)"Different road to globalization:neo-liberalism,the competition state,and politics in a more open world",in Soederberg,Susanne and al.(eds.)(2005)
- Cristi R.(1984)"Hayek and Schmitte on the rule of law", in Canadian Journal of political Science.17(3).
- Cristi R.(1998)Carl Schmitt and Authoritarian Liberalism,University of Wales Press.
- Eeping-Andersen,g. et al.2002)Why We need a new Welfare State,Oxford University press.
- Fougner,T.(2006),"The State, international competitiveness and neoliberal globalization",Review of International Studies,32(2)
- Hartwell R.M.(1995)A History of the Mont Pelerin Society, Liberty Fund.
- Horn R.V.(2009)"Reinventing Monopoly and the role of corporations", Mirowski P. and Plehwe D.ed.s.(2009).
- Horn R.V. and Mirowski(2009)"The rise of the Chicago School of Economics", Mirowski P. and Plehwe D.ed.s.(2009)
- Jenson,J.(2009)"Redesigning citizenship,regimes after neoliberalism.Moving toward social investment.
- Lippmann W.(2005)(1937)The Good Society,Transaction Publishers.
- Mirowski P.(2009)"Postface : defining neoliberalism", in Mirowski P. and Plehwe D.ed.s.(2009)
- Mirowski P. and Plehwe D.ed.s.(2009) The Road from Mont Pelerin.The Making of the Neoliberal Thought Collective, Harvard University Press.
- Morel,N. Palier, B., Palme, J..eds.(2009)What Future for Social Investment ?,Institute For Futures Studies(in Stockholm). Press.
- Scheuerman W.(1999)Carl Schmitt.The End of Law,Rowman & littlefield Publishers.
- Schmid,G.(2008)Full Employment in Europe,Edward Elgar.
- Tribe K.(2009)"Liberalism and neoliberalism in Britain", in Mirowski P. and Plehwe D.ed.s.(2009).